

# 福岡市公報

令和 7 年 6 月 30 日 第 7157 号 (別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
規	則	

○福岡市建築基準法施行細則の一部改正 (第72号) .....	1
---------------------------------	---

---

規 則

---

福岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市規則第72号

福岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡市建築基準法施行細則（昭和46年福岡市規則第83号）の一部を次のように改正する。  
第 8 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「平成20年国土交通省告示第282号（建築物の定期調査報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件）」を「特定建築物定期検査告示」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第12条第 1 項に規定する調査において、平成20年国土交通省告示第282号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件。以下「特定建築物定期検査告示」という。）第 2 の規定により市長が規則で付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準（以下この項において「調査項目等」という。）は、次の各号に掲げる市長が指定する当該調査項目等に係る調査を要する建築物の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 令第16条第 1 項各号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。次条において同じ。）又は前項第 1 号から第 5 号までに掲げる特定建築物 平成28年国土交通省告示第723号（防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件。以下「防火設備定期検査告示」という。）別表第 1 (1)から(5)まで（各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「各階の主要な常閉防火扉」という。）に係るものに限

る。)に規定する定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準(以下この項において「検査項目等」という。)

- (2) 前項第6号に掲げる特定建築物 防火設備定期検査告示別表第1(1)から(5)まで(各階の主要な常閉防火扉に係るものに限る。)に掲げる検査項目等及び次の表(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法及び同表(は)欄に掲げる基準

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
1 建築物の内部	(1)	居室の換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項に基づく検査(以下「定期検査」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
	(2)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難施設等	(1)	階段	特別避難階段	付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	(2)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(3)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	(4)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。

(5)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(6)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

第9条第1項第3号中「防火設備」の次に「のうち、令第109条第1項に規定する防火設備（各階の主要な常閉防火扉及び防火ダンパーを除く。）であつて、随時閉鎖又は作動をできるもの」を加え、同条第2項第2号ウを次のように改める。

ウ 防火設備定期検査告示に規定する検査結果表

第9条第4項を次のように改める。

4 規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 第2項第1号の昇降機及び第2項第3号の遊戯施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時期

ア 初回の報告 当該昇降機に係る法第7条第5項又は法第7条の2第5項（いずれも法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び当該遊戯施設に係る法第7条第5項又は法第7条の2第5項（いずれも法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して1年（規則第6条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目（以下この項において「大臣指定検査項目」という。）については、3年）を経過する日まで

イ 2回目以降の報告 毎年1回（大臣指定検査項目については3年に1回）、初回の報告を行った日に相当する日の前30日から同日の後30日まで

(2) 第2項第2号の防火設備及び第2項第4号の特定建築設備等 毎年1回（大臣指定検査項目については3年に1回）、10月31日まで

第9条第5項を削る。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

